

2 建政技第 209 号
令和 2 年(2020 年) 9 月 18 日

建設部各課(室)長 様
建設部現地機関の長 様

技術管理室長

工事における工期の延長に伴う増加費用の積算方法について(通知)

令和 2 年 10 月 1 日以降に適用する積算基準の変更に伴い、受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長を行う場合の増加費用の算定方法が定められました。このため、積算にあたっての留意点及び設計積算システムにおける積算方法を下記のとおり定めましたので、通知します。適正な業務執行をお願いします。

なお、市町村へは別途通知済みです。

記

1 留意点

別紙 1 のとおり。

2 積算方法

別紙 2 のとおり。

3 適用日

- ・令和 2 年 10 月 1 日以降に起工起案する工事から適用する。
- ・令和 2 年 10 月 1 日以前に起工起案した工事についても、令和 2 年 10 月 1 日以降に工期の延長を行う工事について、適用する。

4 その他

建築工事については、長野県建築工事積算基準に基づき積算して下さい。

建設部建設政策課技術管理室(基準指導班)
(室長)青木 謙通(担当)塚田 博
電 話 : 026-235-7323(直通)
F A X : 026-235-7482
E-Mail : gijukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp